

(一) 部分は平成二十五年九月一日に施行することとする部分

道路法等の一部を改正する法律要綱

第一 道路法の一部改正

一 國土交通大臣は、都道府県又は市町村から要請があり、都道府県又は市町村における道路の改築又は修繕に関する工事の実施体制等を勘案して当該都道府県又は市町村が管理する都道府県道又は市町村道（地域における安全かつ円滑な交通の確保のために適切な管理の必要性が特に高いと認められるものに限る。）を構成する一定の施設又は工作物の改築又は修繕に関する工事（高度の技術を要するもの等に限る。）を自ら行うことが適當であると認められる場合においては、その事務の支障のない範囲内で、これを行うことができるものとすること。

（第十七条及び第二十七条関係）

二 道路管理者は、道路の維持又は修繕に関する工事を適確に行う能力を有すると認められる者との間ににおいて、維持修繕協定を締結することができるものとすること。

（第二十二条の二関係）

三 交通上密接な関連を有する道路の管理を行う二以上の道路管理者は、これらの道路の管理を効果的に行うために必要な協議を行うための協議会を組織することができるものとすること。

（第二十八条の二関係）

四 道路管理者は、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合においては、区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限することができるものとすること。

（第三十七条関係）

五 道路の維持又は修繕に関する技術的基準は、道路の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むものでなければならないものとすること。

（第四十二条関係）

六 國土交通大臣は、道路の構造及び交通の状況等を勘案して、道路の構造の保全等を図るため、車両の幅等に関する最高限度を超える車両（以下「限度超過車両」という。）の通行を特定の経路に誘導することが特に必要であると認められる場合には、当該経路を構成する道路管理者を異にする二以上の道路について、当該道路管理者と協議して、限度超過車両の通行を誘導すべき道路として指定することができるものとし、國土交通大臣が当該道路について第四十七条の二第一項の許可に関する権限を行うときは、同条第二項に規定する当該道路管理者への協議を要しないものとすること。

（第四十七条の三関係）

七　一の規定により国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築に関する工事に要する費用は、国が補助金相当額（都道府県又は市町村が自ら当該工事を行うこととした場合に第五十六条の規定により国が補助することができる金額に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を、当該都道府県又は市町村が当該工事に要する費用の額から補助金相当額を控除した額を負担するものとし、修繕に關する工事に要する費用は、当該都道府県又は市町村の負担とするものとすること。

（第五十一条関係）

八　道路管理者は、限度超過車両を所有し、若しくは通行させる者等に対し、道路管理上必要な報告をさせ、又はその職員に、限度超過車両の所在する場所又は限度超過車両を所有し、若しくは通行させる者の事務所等に立ち入り、物件を検査させることができるものとすること。　（第七十二条の二関係）

九　八の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、若しくは妨げた者は三十万円以下の罰金に処するものとすること。

（第一百四条関係）

十　その他所要の改正を行うものとすること。

第二　道路整備特別措置法の一部改正

一 機構は、会社が第三条第一項の許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該高速道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとすることその他所要の改正を行うものとすること。

1 第一の六の規定により協議等をすること。

2 第一の八の規定により必要な報告をさせ、又はその職員に立入検査をさせること。 (第八条関係)

二 会社は、第三条第一項の許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該高速道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち第一の二の規定により維持修繕協定を締結することを行うものとすること。

(第九条関係)

三 地方道路公社は、第十条第一項の許可等を受けて道路を新設し、若しくは改築する場合、第十四条の規定により道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合又は第十五条第一項の許可を受けて道路の維持、修繕又は災害復旧を行う場合においては、当該道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとすること。

1 | 第一の二の規定により維持修繕協定を締結すること。

2 | 第一の六の規定により協議等をすること。

3 | 第一の八の規定により必要な報告をさせ、又はその職員に立入検査をさせること。

(第十七条関係)

四 | 道路管理者は、会社管理高速道路について、第一の三の規定により協議会を組織する権限を行おうとするときは、あらかじめ、機構及び会社の意見を聽かなければならぬものとすること。

(第三十条関係)

五 | 道路管理者は、公社管理道路について、第一の三の規定により協議会を組織する権限を行おうとするときは、あらかじめ、地方道路公社の意見を聽かなければならないものとすること。

(第三十一条関係)

六 | その他所要の改正を行うものとすること。

第三 | 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正

一 | 第一の一の規定により国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築

又は修繕に関する工事に要する費用は、国が補助金相当額（都道府県又は市町村が自ら当該工事を行うこととした場合に道路法以外の法律の規定により国が当該都道府県又は市町村に補助することができる金額に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を、当該都道府県又は市町村が当該工事に要する費用の額から補助金相当額を控除した額を負担するものとすること。
（第三条関係）

二 国は、都道府県又は市町村が道路法第三十七条第一項の規定により指定された道路の区域において建設される電線共同溝の占用予定者に対し電線共同溝への電線の敷設工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、当該貸付けに必要な資金の一部を無利子で当該都道府県又は市町村に貸し付けることができるものとすること。

三 その他所要の改正を行うものとすること。

第四 附則

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。ただし、第一の六の改正規定、第一の八の改正規定等は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。
（附則第一条関係）

二 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置を定めるものとすること。

（附則第二条関係）

三 所要の経過措置を定めるものとすること。

（附則第三条関係）

四 この法律の施行状況に関する検討規定を設けるものとすること。

（附則第四条関係）

五 その他所要の改正を行うものとすること。

（附則第五条及び第六条関係）